

きしわだソウルフードコンテスト業務仕様書

1 委託業務の名称

きしわだソウルフードコンテスト業務委託

2 目的

本業務は、市内に岸和田・泉州地域に根ざした岸和田の名産を使ったきしわだグルメと市民自らが地域のソウルフードと感じるグルメを「きしわだソウルフード」として広く周知し、観光動機として重要な「食」を観光コンテンツとして捉え、本市への誘客と周遊促進を図る。また、それらの「食」を提供する飲食店等事業者（以下「店等」という。）の協力のもと事業を進めていくことで、本市の食の魅力向上及びその発信と地域と協働で観光振興に取り組むための機運醸成を目的とする。

具体的には、地域グルメに関心のある方をターゲットとし、市内の店等を掲載した汎用性があり、通年使用できる「きしわだグルメマップ」を作成し、岸和田市を「食」のまちと印象付けるとともに、きしわだグルメの浸透を図るため、各店を巡る周遊企画を実施する。さらには、「きしわだソウルフード」を選定するコンテストを実施し、グルメマップとの相乗効果による発信力の強化を図り、地域振興に寄与することを目的とする。また、大阪市内（難波駅等）に「きしわだソウルフード」のPOPUPストアを開設し情報発信を強化する。

3 委託期間

契約締結日のから令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

内容については、企画提案書を基本とするが、発注者との打合せの中で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

(1) きしわだソウルフードの募集及びコンテストの開催

市民の想う「ソウルフード」をストーリー（理由等）とともに募集し、飲食可能な店等の情報と合せて収集する。（例：からやき、かしみん、氷くるみ等）

イ 内容

- ・市民から応募のあったソウルフードを対象としてコンテストを実施すること。
- ・コンテストの実施要項を作成（市と協議すること）し、市民参加型で岸和田ソウルフードを選定すること。

例：思い出のソウルフード、あの店のあの1品ソウルフード、食べ歩きにはあの一品ソウルフード、新創出ソウルフード

- ・コンテストの実施を広く広報すること。

- ・コンテストの集計作業を実施すること。
- ・応募者を対象とした抽選を行い、賞品を提供すること。抽選は、抽選システム等を用い、受注者が行うこと。また、応募者情報及び当選者情報を発注者と共有すること。賞品の準備及び送付は受注者が行う。

ロ 企画提案

- ・応募のモチベーションを高めるような企画を提案すること。
- ・応募を促すためのプロモーション活動や広告等（SNS 含む）の情報発信について提案すること。
- ・上記イの内容の運用等について提案すること。
- ・その他、「ソウルフード」の活用による誘客や PR に効果的と思われる提案を期待する。

(2) きしわだソウルフード周遊企画の実施

岸和田市の店等を周遊するデジタルスタンプラリー等を開催する。ラリー参加店舗は、マップ掲載店舗のうち予算の範囲内で可能な数とするが、20 店舗以上とする。

イ 内容

- ・ラリーへ参加できる店等を募集及び特典について交渉すること。
- ・ラリーの実施を広く広報すること。
- ・参加店舗によるスタンプラリーを実施すること。

ロ 企画提案

- ・周遊のモチベーションを高めるような企画を提案すること。

例：（参加者が所有するモバイル端末を用いてスタンプを獲得できたり、モバイル端末のスタンプラリー画面においてマップを見ることができる等）

- ・市内の店等がラリーへ参加しやすい工夫すること。
- ・継続的なラリーへの参加を促すためのプロモーション活動や広告等（SNS 含む）の情報発信について提案すること。
- ・上記イの内容の運用等について提案すること。
- ・その他、ラリーへの誘客を図る広報や参加促進に効果的と思われる提案を期待する。

ハ 期間

2～3ヶ月間程度（開始時期や期間については提案によるものとする）

(3) きしわだグルメマップの作成

岸和田市の参加店等を紹介する折り畳みマップを作成する。マップは周遊企画の内容を含まないものとし、汎用性があり、通年使用できるものとする。

イ サイズ、用紙、部数等

マップは、両面フルカラーの折り畳みとする。（仕上がり時のサイズについては提案によるものとする）用紙については特に定めないが、携帯性の良さ等を考慮すること。作成部数は10,000部を予定しているが、協議により変更できるものとする。また、W

E B 公開用の PDF を作成すること。納品は、コンテスト終了から年度内とし発注者へ納めるものとする。

ロ マップ構成

岸和田市の周遊マップ及びグルメ紹介マップとして、効果的なデザイン及びレイアウトについて提案すること。提案については、下記を満たすものとする。

- ・折り畳んだ際に表紙になる面を作成すること。
- ・岸和田市を「食」のまちと印象付けるデザインとすること。
- ・汎用性があり、通年使用できるものとする。
- ・必須言語は日本語とすること。

(イ) 地図

地図は、受注者が作成すること。岸和田市の地図に「きしわだソウルフード」の紹介と飲食可能な店舗の位置を分かりやすく表示する。紹介店舗数が多いため、地図は両面に配置しても構わない。

また、岸和田城周辺や参加店等に応じて拡大した地図を配置すること。

(ロ) 各店舗紹介

各店舗の情報（店名、ソウルフード写真、住所、問い合わせ先、営業時間、定休日、イートインスペースの有無など）を掲載する。紹介店舗数が多いため、各店舗紹介は両面に配置しても構わない。

(ハ) その他

写真及び店舗情報は発注者と協議の上、受注者が収集する。

(4) POPUP スタアの出展

「きしわだソウルフード」の PR のため、開催場所を選定し開催に係る調整及び運営を実施すること。

(5) 会議への参加

きしわだソウルフード周遊企画及びコンテストの開催にあたり、きしわだソウルフードコンテスト実行委員会が行う会議に参加すること。(2~3 回程度)

(6) 事業拡充に向けた提案

本事業をより効果的なものとなるような、次年度以降の将来構想を提案すること。

※ 提案の内容は今年度の実施事業に含まない。

5 包括的事項

本業務において製作したマップやその他制作物のデザインデータ等については、二次的利用が可能な高画質データ (Adobe イラストレーターやフォトショップ形式等) 及び一般的に閲覧可能なコンパクトなデータ (JPEG や PDF 形式等) の両方で発注者が指定する電

子媒体に保存し、岸和田市魅力創造部観光課に2枚を納品すること。

6 成果の確認

(1)事業成果は、各種製作物の納品時及び業務完了報告書により確認する。

(2)業務完了報告書

イ 提出期限 令和8年3月31日(火)

ロ 提出部数 1部

ハ 提出場所 岸和田市魅力創造部観光課

ニ 添付資料 業務実施結果をまとめた「業務実施結果報告書」を添付すること。様式は任意。

7 注意事項

(1)本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。

(2)本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。

(3)原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

(4)著作権等について

この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格を行使しないものとする。

受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に補償し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

(5)業務の遂行に当たっては、トラブルにならないよう関係者と充分話し合い、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

8 その他

(1)受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年

度から起算して5年間保管するものとする。

(2)発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。